

## 平成 29 年 第 6 回水巻町議会 定例会 会議録

平成 29 年第 6 回水巻町議会定例会第 4 回継続会は、平成 29 年 6 月 23 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1 番	白 石 雄 二	9 番	井 手 幸 子
2 番	出利葉 義 孝	10 番	住 吉 浩 徳
3 番	廣 瀬 猛	11 番	入 江 弘
4 番	水ノ江 晴 敏	12 番	津 田 敏 文
5 番	松 野 俊 子	13 番	古 賀 信 行
6 番	久保田 賢 治	14 番	近 藤 進 也
7 番	小 田 和 久	15 番	柴 田 正 詔
8 番	岡 田 選 子	16 番	舩 津 宰

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 藤 井 麻 衣 子

主 任 ・ 原 口 浩 一

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
副 町 長	吉 岡 正	健 康 課 長	内 山 節 子
教 育 長	小 宮 順 一	建 設 課 長	荒 卷 和 徳
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	産 業 環 境 課 長	増 田 浩 司
企 画 財 政 課 長	篠 村 潔	上 下 水 道 課 長	河 村 直 樹
管 財 課 長	原 田 和 明	会 計 管 理 者	山 田 浩 幸
税 務 課 長	大 黒 秀 一	生 涯 学 習 課 長	村 上 亮 一
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
地 域 ・ こ ど も 課 長	山 田 美 穂	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	古 川 弘 之

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

# 平成 29 年 6 月 定例会 (第 6 回)

第 4 回継続会

## 本会議 会議録

平成 29 年 6 月 23 日

水 卷 町 議 会

# 平成 29 年 第 6 回水巻町議会定例会 第 4 回継続会 会議録

平成 29 年 6 月 23 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 16 名、定足数に達していますので、只今から平成 29 年第 6 回水巻町議会定例会第 4 回継続会を開きます。

## 日程第 1 議案第 23 号

議 長（白石雄二）

日程第 1、議案第 23 号 水巻町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案は、文厚産建委員会に付託していましたので、文厚産建委員長の審査報告を求めます。廣瀬議員。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

議案第 23 号 水巻町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について、6 月 19 日の文厚産建委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 23 号 水巻町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第2 議案第24号**

**議長（白石雄二）**

日程第2、議案第24号 水巻町庁舎設備改修工事の請負契約の締結についてを議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。船津議員。

**総務財政委員長（船津 宰）**

議案第24号 水巻町庁舎設備改修工事の請負契約の締結について、6月20日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

**議長（白石雄二）**

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

**13番（古賀信行）**

私は、この契約書を見まして、あまりにも大きな金額だと思います。それが第1点。第2点は、この三菱一。

**議長（白石雄二）**

これ、賛成ですか。反対ですか。

**13番（古賀信行）**

反対です。

**議長（白石雄二）**

反対と言ってください。

**13番（古賀信行）**

失礼しました。この三菱電機ビルテクノサービスに契約されましたけど、この解体の工事の内容においては、私は、この町内の業者に分割もできた仕事もあると思うんです。それは、解体とか、いろんなことです。

それから、庁舎全体のことでですけど、これは、エアコンも含めて、照明改修、火災警報盤、防犯カメラもいろいろ改修されると思うんですけど、民間企業においては、個々の事業についての、仕事についての金額の積算、積算のトータルがこういう最後の金額として挙がってくるわけです。

この契約書を見れば、これ契約書だけですけど、私が知りたいのは、やっぱり個々の電気部分はいくらかと、改修部分はいくらと。あらかたのそういう数字は示してほしかったと思います。で、金額も高いし、そういう工事の発注の仕方を1つ。それと第3点目は、これ一般競争入札をしていないこと。それ第3点目です。以上のことをもって、私は、この工事契約に反対いたします。以上です。

**議 長（白石雄二）**

岡田議員。

**8 番（岡田選子）**

議案第24号 水巻町庁舎設備改修工事の請負契約の締結につきまして、日本共産党を代表して、賛成討論を行ないます。本議案は、約3億4千200万円をかけて、庁舎の空調や放送機器、照明のLED化、設備監視装置等の改修を行なう請負契約について審議をしたものですが、その中に防犯カメラ15台を設置することが含まれておりました。

我が党は、防犯カメラの設置に反対するものではありません。ただ、この広さの庁舎に15台というのはあまりにも多すぎることを委員会審議の中で指摘いたしました。

その設置場所が各課の窓口となっていることに住民だけではなく、職員をも監視するものとなり、公務員の勤務評定による給料の格差が持ち込まれようとしている中で、職員をチェックするという恣意的なカメラ利用も考えられることや、管財課長から町民とのトラブルの抑止力にもなり、万が一、事件になったときのためにとの設置理由の説明がありましたが、住民とのトラブル回避は、窓口での職員の皆さんの、日頃からの親切、丁寧な対応で防いでいくというのが基本姿勢であると考えます。それが公務員としての本来のあり方であると考えております。

町長は、我が党のこのような意見に対しまして、防犯カメラの設置数について、「再検討する。9月議会で報告いたします。」と答弁されました。

よって、町長のこの防犯カメラ設置数についての見直しの答弁を評価いたします。また期待を表明いたしまして本議案の賛成討論といたします。

**議 長（白石雄二）**

他にありませんか。討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第24号 水巻町庁舎設備改修工事の請負契約の締結について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり可決いたしました。

**日程第3 議案第25号**

**議 長（白石雄二）**

日程第3、議案第25号 頃末小学校トイレ改造工事の請負契約の締結についてを議題といた

します。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。船津議員。

#### 総務財政委員長（船津 宰）

議案第 25 号 頃末小学校トイレ改造工事の請負契約の締結について、6 月 20 日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

#### 議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。岡田議員。

#### 8 番（岡田選子）

8 番、岡田です。議案第 25 号 頃末小学校トイレ改造工事の請負契約の締結につきまして、日本共産党を代表いたしまして、一言述べさせていただきます、賛成討論といたします。

3Kと言われてきた学校のトイレを明るく快適できれいなものにと、我が党が一般質問で取り上げたのは、今から 15 年も前のことです。現在、順次、町内のすべての学校トイレが改造されることを、大変喜んでおります。

ただ、1 点気になるのは、本年、第 3 次みずまき男女共同参画プランの実施計画に取り組み、推進する執行部が、学校のトイレの男女の区別を色で分け、男子は青、女子は赤と色で区別をしていることは、社会的通念や慣習の中で作り上げられたイメージの上の男女の違いであるジェンダーそのものであるという点についてです。

総務財政委員会におきまして、私は、第 2 次みずまき男女共同参画プランでは、学校における男女共同参画教育の推進は、男女共同参画の視点に立った学校内慣習の見直しと改善を進めるとして、各学校において児童生徒が男女の固定的な役割分担意識を持たないよう、学校における制度や慣習の見直しを進め、問題点の改善に努めますと、このように学校教育課の施策の方向が示されていることを指摘いたしました。

未来に生きる子どもたちが学ぶ学校のトイレを、低学年だから、分かりやすいからと古い社会的通念や慣習に縛られ、色で性差を区別してしまつては、学校におけるジェンダー教育の基本姿勢に関わることだと考えます。見直す必要があると考えています。

学校教育課の、町内の学校トイレはこの色で統一したいとの姿勢に、学校現場からは疑問の声も聞かれています。総務財政委員会での学校教育課長の、現場の声を聞き対応したいとの答弁に、我が党は大きく期待いたしまして、本議案には賛成いたします。

#### 議 長（白石雄二）

古賀議員。

### 13 番（古賀信行）

私は、反対の立場から討論いたします。この小学校の大便器 11 基、小便器 6 基、手洗い 8 基、シャワー室 1 つですね。これを単純計算いたしますと、1 個あたり 160 万円になるんです。町内の方で、下水道工事される方もほとんどおられると思います。そのとき、自分のところの便器を取り換えて、こんなにかかっていないです。私の友人なんか、便所を、内装を張り替え、便器を取り換え、それから炊事場、風呂場を直しても、60 万円で終わっています。こんなに民間は安いんです。

なぜ、こんなに、公共工事は高くなるか、私は不思議でたまりません。私は、矢祭町の民間の製材所も見学してきました。そこの製材所は、大きな製材所だから、工事もやっています。ウォッシュレットのあれを売っていました。トイレのですね、6 万円っち。それで聞いたんです、そこの事務所で。これ取り換えたら、いくらしますかっち言うたら、だいたい取り換え賃が 3 万円、4 万円がいいです。そしたら、10 万円ちょっとでできるんですよ。

この頃末小学校のトイレを単純計算しますと、1 個あたりが 160 万円になっているんです。こんな馬鹿げたことはないと思うんです。だから、私が先日お会いしました、長野県下条村の前村長の伊藤喜平村長は、言われました。私は、村営住宅を作るときに、国の補助金を一銭ももらいませんでしたっち。もらわれなくてもできるんです。安く建築単価を抑えています。

だいたいお役所は、高いっち言うたらどこの町や村でも、国の基準に従って計算しているっち、国の基準に従わんと補助金もらえんとか、どこもだいたい通り一遍の回答されるんです。これは、こんなことを私は許すことができません。以上をもって、私は反対討論といたします。以上です。

### 議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 25 号 頃末小学校トイレ改造工事の請負契約の締結について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決いたしました。

### 日程第 4 議案第 26 号

#### 議 長（白石雄二）

日程第 4、議案第 26 号 えぶり小学校トイレ改造工事の請負契約の締結についてを議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。船津議員。

#### 総務財政委員長（船津 宰）

議案第 26 号 えぶり小学校トイレ改造工事の請負契約の締結について、6 月 20 日の総務財政



委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

### 議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

### 13 番（古賀信行）

私は、前回に引き続き反対の立場から討論いたします。ここも、大便器 14 基、小便器 8 基、手洗い 19 基、シャワー室が 1 つですね。そして、全部で 42 の取り換えです。これにつきましても、分割発注できたと思うんです。こういう工事をするには、撤去する。撤去するには、はつり屋さんがいます。はつり屋さんなんか、私、知り合いますけど、ものすごく安い値段で工事を請け負っています。

そんなふうに管財の建築屋さんが、そういう積算されたと思いますけど、そういう点で 1 基あたりは、単純計算しますと、108 万 6 千 500 円になっています。こんな馬鹿なことはないです。私が町長になったら、3 分の 1 でやります。自信あります。

私は、いろんな最近の新聞広告に入ってくる、他店のデータを集めています。データを。だから言えるんです。そして、そういう大手のハウスメーカーの工場も見学に行ってきました。そして、なるほどなど。150 年もてる家を、業者が言われるから、最初信じなかったんですけど、工場見学に行って、そういう、自分で改めて、150 年もてないにしても、100 年はもてると。そういう思いをしてきました。

そして、私は、先日、飯塚市の幸袋の出張所を見てきました。とにかくぼろっちいです。よう皆さんこれで、職員は黙って仕事してるなどと思って、それでも飯塚市は、改修なくて頑張っているんです。こういうことを、この近くでは、鞍手町も、鞍手の役場も古いです。それに比べて、水巻の庁舎は、まだそう傷んでいないと私は思うんですよ。

そういういろんな面で、辛抱するところは辛抱して、やっぱりする必要あると思うんです。これ、1 基あたり 108 万円かかっているからですね。このことも踏まえまして、前回述べたような意見で、私、反対といたします。以上です。

### 議 長（白石雄二）

他にありませんか。討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 26 号 えぶり小学校トイレ改造工事の請負契約の締結について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって、議案第 26 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第5 意見書第5号**

**議長（白石雄二）**

日程第5、意見書第5号 核兵器禁止条約の実現へ向けた取組に関する意見書についてを、議題といたします。小田議員に提案理由の説明を求めます。小田議員。

**7番（小田和久）**

7番、小田です。核兵器禁止条約の実現へ向けた取組に関する意見書について、提案説明を行ないますが、予め議員の皆さんには案文をお配りしておりますので、それをご参照した上で、全員のご賛同をお願いして、簡単ですが提案説明にかえさせていただきます。

**議長（白石雄二）**

小田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。松野議員。

**5番（松野俊子）**

5番、松野です。この意見書に対して、公明党としては提出には反対の立場で意見を述べさせていただきます。先の核兵器禁止交渉決議を日本が反対した内容について、まず岸田外務大臣は反対の理由について、北朝鮮の核ミサイル開発の深刻化に言及しつつ、プラスですね、今回のこの核兵器禁止交渉条約というのは、核兵器国と非核兵器国の対立をいっそう助長する内容であったということで反対をしたと。

また、もちろん今後、核兵器禁止についての交渉には積極的に当然のことながら、日本も積極的に参加していくと。なおかつ、日本は国連の場で核兵器廃絶決議案というのを27日に提出し、賛成多数で採決をされております。

またその上で忘れてはならないのは、北朝鮮のミサイル発射が日本、また周辺諸国にとって明確な脅威であるという現実でございます。まず隣国の北朝鮮が核実験や弾道ミサイルを発射するなど、日本を取り巻く安全保障の環境が大変厳しくなっております。そうしたことに備えて、北朝鮮を自制させ、無謀なことをしないような仕組みを整えたのが平和安全法制でございます。今の憲法のもとで平和主義を貫きながら、自衛のための最大限の措置をとるものだと思っております。平和安全法制によって日本と連携しながら、中国とも相談しながら、北朝鮮の暴挙を諫める取り組みが行なえるようになってきているということでございます。

一方で日本共産党は2009年に北朝鮮が弾道ミサイルを発射したときに、北朝鮮を非難する国会決議に反対し、また、2015年には共産党の委員長、テレビ番組で北朝鮮にリアルな危険はないと発言されておられます。しかし、発言から2か月も経たないうちに核実験を行ない、今年

も弾道ミサイルを発射しているというのが現状でございます。

そういった意味を総合いたしまして、本意見書を提出することについては公明党といたしましては反対をいたします。以上です。

#### 議 長（白石雄二）

柴田議員。

#### 15 番（柴田正詔）

15 番、柴田です。賛成の立場で発言をいたします。交渉にはすべての核保有国と北朝鮮、それとアメリカの核の傘に入っている国の大半が、交渉への参加を見送っているのが現状であります。ですが、唯一の被爆国である日本は率先して核兵器禁止条約の議論に加わり、核兵器の廃絶に向け、イニシャチブをとるべきと考えています。また、こういった核保有国についても門戸は開かれておりますから、そういった核保有国も一国でも多く参加されることを望んでおります。以上です。

#### 議 長（白石雄二）

井手議員。

#### 9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。賛成の立場から討論を行ないます。この核兵器禁止条約の実現に向けてはここ数年来、ずっと国際的に国連で議論をされてまいりました。世界の流れとしては核兵器を廃絶しようと、化学兵器等の禁止条約というのはいすでにありますが、この核兵器については未だに世界で共通した条約がつくられておりません。世界の大半の国々は、これに賛成をしております。そして今回のこの国連での日本が交渉に不参加をするということに対して、世界からも驚きの声と批判の声があがっております。被爆者の方たちも、もう平均年齢 80 歳以上を超えて、やはり自分たちが生きていくあいだに、この禁止条約をぜひとも制定してほしいという熱い思いで、世界的な署名運動も行なわれております。

世界の流れとしては、やっぱり禁止しようというのが当然の流れであり、日本は唯一の被爆国、日本こそがですね、やっぱりリーダーをとってそれに力を、交渉に積極的に参加をしていくというのが当然の立場だと思います。

国連の会議のときに日本が反対ということを出したのが、テレビ報道でありましたけれど、そのときにほんとに被爆者の方たち、また核兵器廃絶の関係者の方たちは非常に残念な思いをされています。ということで、ぜひとも北朝鮮の問題については、これは武力ではなく 6 か国協議に、今北朝鮮が不参加しておりますけれど。それにぜひとも一緒に参加してもらって、同じテーブルについてその議論をするということ、やっぱり求めてまいりたいと思います。以上、賛成討論です。

議長（白石雄二）

討論を終わり一、古賀議員。

13番（古賀信行）

私は賛成の立場から討論いたします。国連でたびたび核兵器使用禁止が提案されるんですけど、残念ながら日本は核兵器使用禁止に賛成いたしていません。世界で初めての被爆国である日本政府代表がですね、こういう無様な格好を示しているわけです。8月6日と9日には原爆記念日來ますけど、国の指導者はそこで核兵器廃絶訴えますけど、言うこととすることが全く逆なんです。こういう政府はでたらめです。そういう点ですね、やっぱり悪いことは悪いちいうてですね、核兵器使用禁止の条約も最低でも日本政府は賛成してくれると思うんです。そういう点で、日本政府がそういう不真面目な行動とっているもんだから、こういう意見書は出されたと思うんです。以上をもって、この意見書は賛成いたします。以上です。

議長（白石雄二）

小田議員。

7番（小田和久）

いいですか。松野議員の発言に対してちょっとひとこと、言いたいんですけどね。要するに核兵器を禁止して廃絶しようということが、一番目的なんですよ。それをなんか、共産党を持ち出してね、北朝鮮の問題を持ち出して共産党は反対したという議論は一

議長（白石雄二）

小田議員、討論ですので。

[ 「はあ。」と発言する者あり。 ]

討論ですから、松野議員が言われたということじゃなくして、これに対する討論を行なってください。

[ 「何ち言いよん。」と発言する者あり。 ]

[ 「これに対する、対して—いい、続けて。」と発言する者あり。 ]

[ 「いやいや討論でしょ。」と発言する者あり。 ]

[ 「続けて。」と発言する者あり。 ]

[ 「討論だから、討論しよるんですよ。」と発言する者あり。 ]

賛成か反対かということですね。

[ 「ああ、そういう意味で。はい。」と発言する者あり。 ]

[ 「もういいと。」と発言する者あり。 ]

討論を終わります。只今から採決を行ないます。意見書第5号 核兵器禁止条約の実現へ向けた取組に関する意見書について原案に賛成の方は挙手お願いいたします。

（賛成者挙手）

賛成少数と認めます。よって、意見書第5号は、否決いたしました。

## **日程第6 意見書第6号**

**議長（白石雄二）**

日程第6、意見書第6号 福岡県の教員不足の解消と教育予算の拡充を求める意見書についてを、議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。岡田議員。

**8番（岡田選子）**

8番、岡田です。意見書第6号 福岡県の教員不足の解消と教育予算の拡充を求める意見書についての提案説明をさせていただきます。お手元に案文ございますが、一般質問でも私、今回教育についてを取り上げさせていただきました。そして今、教員のおかれている状況が大変厳しい状況であり、長時間労働が過酷な中でみなさん頑張っておられるということがわかって、皆さん方にも議員の皆さま方にも、ご理解いただいていることと思います。

それで基本的に今回福岡県のほうに出させていただきました。なかでも福岡県が、なかなか全国的にも予算も少なく教員不足という、非常に困難の状況にあるということでございますので、ぜひ皆さん方にご支援いただきたいと思っております。

そしてまた、ちょうどほんとに時期を奏しまして、昨日ですか、松野文科大臣が働き方改革ということで教員の働き方を見直そうということ、中教審のほうにですね、審議をお願いしたということ。緊急な対策を求めたというような記事も出ておりますので。

本当に今の教員の問題は、早急に解決しなければならない、大変な重要な課題だと私考えておりますので、ぜひ皆さんのご賛同いただきたいと思っております。

また、町長や教育長にも、ほんとにタイムリーに28日には県知事や県の教育長などもみえられるということですので、そういうときに議長もですね、出席されるということでございますので、ぜひこの点なども良い機会でいろんなお話ができれば、していただけたらなとも思っております。ぜひ皆さんのご賛同、よろしく願いいたします。

**議長（白石雄二）**

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

**13番（古賀信行）**

賛成の立場から討論いたします。この巷に、マスコミでも全国の先生の過重労働がよく報道されます。報道はされるけど、一向に改善されません。それは先生の労働時間の実態を明らか

にしたら、残業手当は払わないかんし、国の予算も膨らむし、そういうことが背景にあると思うんです。だから、この水巻の文厚委員会でも委員が述べたように、そういう教員の労働時間実態把握はタイムレコーダー以外ないと思うんです。

この元は19日開かれた大刀洗議会でも同じような質問出たんです、本会議で。そのときに教育長の答弁は、先生の過重労働は十分わかっていますと言われるんです。そしたら議員が言われるには、それやったらタイムレコーダーで労働時間を、実態を把握する必要あるんじゃないですかと詰めよられましたら、教育長はそうしたら、県のほうの事務が煩雑になるからちいう答弁で、逃げられたんです。

だからこのように、やっぱり先生の過重労働を口にしながら、実際は、そういうほんとの真の解決を迫ろうとしてないんじゃないかち、私感じ受けたわけです。

こういう点で、やっぱり私は先生の労働時間の実態把握をするには、タイムレコーダーを、県のあれに方針に違反するかもわからんけどですね、やっぱり地方自治としてですね、自主性を貫く必要があると思うんです。以上です。

#### 議 長（白石雄二）

他にご意見はありませんか。

討論を終わります。只今から採決を行ないます。意見書第6号 福岡県の教員不足の解消と教育予算の拡充を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成少数と認めます。よって、意見書第6号は、否決いたしました。

#### **日程第7 意見書第7号**

#### 議 長（白石雄二）

日程第7、意見書第7号 テロ等組織犯罪準備罪法（共謀罪）の撤回を求める意見書についてを、議題といたします。井手議員に提案理由の説明を求めます。井手議員。

#### 9 番（井手幸子）

9番、井手幸子です。意見書第7号 テロ等組織犯罪準備罪法案（共謀罪）の撤回を求める意見書について、提案説明を行ないます。

6月15日の朝、自民、公明、維新は、先日から続く徹夜の国会の末、内心を処罰し、監視社会を強めるテロ等組織犯罪準備罪法案（共謀罪）を強行可決、成立させました。同法案は、参議院法務委員会で審議中にもかかわらず、緊急を要する場合にしか認められない委員会採決をとばして、いきなり参議院本会議で中間報告を行ない、採決に持ち込むという異常な禁じ手を使ったものです。議会制民主主義を根底から破壊する、前代未聞の暴挙です。

共謀罪は思想、良心の自由を保障した憲法第19条に違反する深刻な違憲立法です。共謀罪の真の目的は、労働組合等政府に反対する団体を破壊し、社会を委縮させ、日本を戦争する国に

変えることにあります。共謀罪が施行されると、国民は疑われないようにおとなしく行動するようになり、組合活動や社会運動に参加しないようになります。

戦前の治安維持法は、戦争に反対する勢力を無力化するため、戦争に反対する勢力を非合法化し、活動を大きく制限、ときには弾圧によって虐殺が行なわれました。戦前のようにもの言えぬ国に、二度とさせてはなりません。更に安倍政権は共謀罪だけでなく、学校での道徳教育や国防軍を置き、有事の際には国民の権利を凍結させる自民党憲法草案、放送法による情報の制限、市民の総合監視と国が市民を直接監視するシステム作りなど、戦争をする国づくりを進めようとしています。

よって国においては、国民の思想や内心まで処罰する対象とするテロ等組織犯罪準備罪法（共謀罪）を直ちに撤回するように、強く求めるものであります。以上、地方自治法 99 条の規定により、意見書を提出いたします。賛同者は小田議員、岡田議員であります。皆様のご賛同、よろしく願いいたします。

### 議 長（白石雄二）

井手議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

### 13 番（古賀信行）

私は、この意見書に賛成の立場から意見を述べます。最近よく民放、テレビでよくこのことが話題になります。討論されます。そして、わあ、この人までが、この共謀罪の案に反対されるかちいう思いです。そういう思いしました。その中のですね、ひとりの方言われたんです。今の日本の政治のこの情勢見ていたら、戦前、戦中に戻りつつある、このことを考えたら非常に末恐ろしいち言われたんです。私も正にそのとおりに思ったんです。

今日私は朝、NHKの8時前のテレビ見ました。それは、一兵隊さんが戦犯になったんです。それは、アメリカの兵隊を虐待したから、巣鴨の極東裁判にかけられたわけです。そして、この人の子どもさんが言うておられました。お父さんにいつ死刑判決が出るやろか、出るやろかと思って、辛い思いを7年間監獄で過ごされたちいうことです。そしてお父さんは、ほんとは上から命令をしたくなかったち。けど従わざるを得なかったち。こういうことを、いつもお父さんが話されていたち言われるんですよ。

正にこういう共謀罪も、現場の警察官が、やっぱり上司の命令で動かざるを得ないんです。これは悪いち思っている、そういう意味も含めて、このテロ等組織犯罪準備罪法案の撤回に、私は賛成いたします。以上です。

議長（白石雄二）

はい、柴田議員。

15番（柴田正詔）

私は、賛成の立場で意見を述べます。私は3月議会で提出されました共謀罪の新設に反対する意見書については、テロの対策として共謀罪の新設は仕方がないかなという思いから、賛成しませんでした。しかし、その後、共謀罪法案が世論の反発で過去3度廃案になった経緯や、国会での審議状況を見てみますと、どのような行為が処罰の対象となるのか不明確な点、一般国民のプライバシーや表現の自由を著しく制約する恐れがある、極めて曖昧な法律と考えます。よって撤回すべきだと考えております。以上です。

議長（白石雄二）

松野議員。

5番（松野俊子）

私はこの意見書提出には、反対の立場で討論いたします。まず、このテロ等組織犯罪準備罪法、この法治に対する非常な誤解やら正しく捉えてない点、いくつもあるというふうに感じております。テロ等準備罪はテロ組織や暴力団、それから薬物密売組織といった組織的犯罪集団の構成員らが、2人以上で重大な犯罪を計画し、かつ、その準備行為を実行すれば処罰を可能にするものであるという、そういう内容でございます。

まず単に、話し合いや相談だけでは犯罪とみなされないし、当然処罰することもない。その計画はいいと共感しただけでも一以前の共謀罪では計画段階でも、そういう処罰の対象になるという、そういう共謀罪とは全く内容を異にするものでございます。

従ってですね、一般の人は捜査対象、また、当然労働組合とかですね、そういった団体が捜査対象になることはない、何度も説明が委員会であっているわけです。

また、仮に警察がテロ等準備罪で逮捕などの強制捜査をする場合は、ほかの犯罪なんかと同様に裁判所の令状というのが必ず必要になるわけで、司法の、つまり裁判所による厳格なチェックというのがあるために、警察権の乱用に歯止めがかかっているということでございます。

このテロ等準備罪の新設を今回したのは、その目的はテロを含む組織的な重大犯罪というのが、そういう国際情勢とかそういうのが数十年前と、全く日本を取り巻く状況が変わってきているというのは、もう日々認識があると思います。

そういった中で、すでに187か国が加盟しております、みなさんご存じだと思うんですけども。国際組織犯罪防止条約、つまりTOC条約の締結、これは187か国締結されているわけですが、日本は締結してないわけです。なぜ締結できないかという、それに相応する国内の法律というのが整備されていないということなんです。この条約の加盟条件には、犯罪に関して合意段階でも処罰できる国内法を求めている、そういうことで現在の法律では、このTOC条約の要望には添えないということで、今回テロ等準備罪をあげたわけでございます。

何回も申していますように、共謀罪のときにはその対象が恐らく700数十あったと思います



が、今回の法律では200数十に絞られている、こういうふうになってしっかりと協議されているわけでございます。この法律が整うと条約に加盟して、そして日本というのが国際社会からいろんな条約の締結によって、いろんな捜査情報を共有したり、捜査情報をもったり、そういったことの迅速化、また、日常的な当然の情報交換、また日本国外に逃亡した、そういった犯罪人の引き渡しの請求なんかも、可能になってくるわけです。

そして当然東京五輪、それからその前にあるラグビーのワールドカップですね、そういった国内外からいろんな人が日本国内に入ってくる。こういったときに、やはりこのTOC条約に加盟してないまま、そういった外国からのお客様をお迎えして、テロ対策をやっていくということには、非常に無理があるということで、このたびのテロ等準備罪法というものを可決されたわけでございます。そういったことを含めまして、今回の意見書提出には反対といたします。以上です。

## 議長（白石雄二）

岡田議員。

## 8番（岡田選子）

賛成の立場から討論いたします。8番、岡田です。先ほどから述べられております反対討論でございますが、まず、この法案の最大の問題点、それは何を考えて何を合意したかということが処罰の対象となるということです。心の中、内心を処罰するということで、これまで日本の刑法というのは、具体的な犯罪行為があってから処罰されてきたわけですが、その思想や内心で考えていた計画段階、そういうところで、処罰するということになりますので、日本の刑法の大原則を根本から覆すということで、思想や内心の自由を絶対に侵してはならないという憲法第19条ですね。これに反する違憲立法です。

それとまた先ほどから出ております、TOC国際組織犯罪防止条約の批准のためだと、テロ対策だと、この条約を批准するためだという政府の理由ですけれども、この条約は、テロ対策ではありません。マフィアなどの犯罪行為、経済犯罪、マフィアですね、経済犯罪に対応するためのもので、テロ対策の条約ではないということです。

これは国連の立法ガイドという、この条約をつくったニコスパッサス教授という人がですね、この条約の目的はテロ対策ではないと。条約をつくった本人自身が断言しているということも、明らかになっております。日本政府自身もこの条約を最初に起草する段階ではですね、テロリズムは本条約の対象にすべきではないと、当初は主張していたんですね。それがいつのまにか、テロ対策だという理由を取ってつけてきたわけです。

それと一般人は対象とならないということですが、これも嘘だったということが分かりました。参議院の審議の中で、政府は環境保護団体や人権保護団体を隠れ蓑とした場合には、処罰されることがあり得る、こう答弁しました。また、組織的犯罪集団の構成員ではないその周辺者、周辺者が処罰されることもあり得ると、こういうふうに答弁をしております。そうなりますと、隠れ蓑かどうか、その周辺者かどうかということですね、判断するのは誰かということになるわけですが、

そうなりますと、それは捜査機関ですね、それを捜査するのは警察という捜査機関ですね。そうするとやはりそれは、警察が捜査するとなると、一般市民を日常的に監視するということになってくるわけです。

今でも、みなさんもお存じだと思いますけれども、岐阜県大垣署による市民監視事件ということで、風力発電所に反対する市民運動、これが監視されてですね、その情報を中部電力に流していたという事件が起こっております。そのときに政府は一切謝罪も反省もなく、適正な職務だったと開き直っているということがもう、今の段階でもこのような、日本社会の中ではこういう現実がたくさんあるわけです。

ほんとに一般人は対象にならないなどと、いくら政府が弁明したところで、それは何の理解力というか、説得力も持たないということですね。国民はそんなことには騙されないということですね。

それとあと、国連人権理事会が任命しました、特別報告者のジョセフ・ケナタッチ氏から共謀罪法案は、プライバシー権や表現の自由への過度の制限になると、強く懸念する書簡が安倍総理に直接抗議すると、直接送られてきましたけれど。これに対して日本政府は一切答えないと、反対に強く抗議するというようにね、逆切れというような、そういうような問答無用という態度をとっております。

先ほども出ておりましたように、かつての治安維持法の再来になるという危惧が、国民の中にもたくさんあります。政府に対して自由にものが言えない、そういう社会を私どもはつくってはいけないと、強く感じておりますので、この法案を撤回するよう、水巻町議会の総意で出させていただきますと思います。以上です。

#### 議 長（白石雄二）

他にございませんか。討論を終わります。只今から採決を行ないます。意見書第7号 テロ等組織犯罪準備罪法（共謀罪）の撤回を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手お願いいたします。

（賛成者挙手）

賛成少数と認めます。よって、意見書第7号は、否決いたしました。

#### **日程第8 意見書第8号**

##### 議 長（白石雄二）

日程第8、意見書第8号 水素ステーションの整備促進を求める意見書についてを、議題といたします。久保田議員に提案理由の説明を求めます。久保田議員。

##### 6番（久保田賢治）

6番、久保田です。意見書第8号 水素ステーションの整備促進を求める意見書の説明をさせていただきます。まず、CO<sub>2</sub>二酸化炭素の排出による地球温暖化、それから大気汚染、異常気

象等々が起こっていますので、CO<sub>2</sub>削減対策の1つとして燃料電池自動車の普及に取り組んでいるわけでございます。

ここで燃料電池というのを、少しお話させていただきますと、大きく分けて燃料電池というのは、家庭用の燃料電池、それから車用の燃料電池があります。家庭用の燃料電池というのは、一次エネルギー、一次エネルギーはいろいろあるんですけれども、メインは天然ガスですね、LNG天然ガスを一次エネルギーとして、2次エネルギーとして電気、それから熱をとるコージェネレーションシステムということになっております。これはちょっと今回は、おいとって。

燃料電池自動車で、燃料電池自動車の一次エネルギーは水素です。水素H<sub>2</sub>ですね。水素が燃料となって、燃料電池の中に水素を送り込んで、空気のO<sub>2</sub>、酸素21パーセントあるんですけれども、O<sub>2</sub>と化学反応を起こして電気をつくり、その電気で自動車のモーターを動かす。電気自動車のようなものですね。それが燃料電池自動車でございます。

もう1つですね。水素を原料とした自動車がございます。水素自動車ですね。水素自動車というのはH<sub>2</sub>、可燃性ガスですので水素自体を燃やしてエンジンを動かして走る自動車、水素自動車、この2つがあります。この2つの共通点は、排気ガスですね。排気ガスが、CO<sub>2</sub>を全く出さない。排気ガス、何が出るかということと水です。水素と酸素を反応させますとH<sub>2</sub>Oになります。排気マフラーからは水しか出ません。そういうことで、非常に環境にやさしい燃料ということですね。

それで、私はここに書いてあります燃料電池、水素を一次エネルギーとした燃料電池自動車を普及させるためには、ここに書いております基盤整備ですね、それからいろんな蓄圧器の使用可能鋼材を拡大するとかですね。そういうふうなことをやっていかないと、なかなか普及ができないということです。それからSO<sub>x</sub>です、酸化硫黄物ですね、SO<sub>x</sub>もゼロでございます。非常に環境にやさしい、水しか出ないということで、これを普及させることによってCO<sub>2</sub>の排出を抑えていくというような形でですね。それで意見書を出させていただきました。

以上、地方自治法第99条の規定により内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣に対し提出するものです。提出賛成者は松野議員、水ノ江議員であります。よろしくご審議の上、全員のご賛同をお願い申し上げます。

## 議 長（白石雄二）

久保田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。井手議員。

## 9 番（井手幸子）

意見書第8号、水素ステーションの整備促進を求める意見書について、日本共産党を代表して反対討論を行ないます。水素は再生可能エネルギーとひとくくりにして、新エネルギーと表

現される場合があります。しかし、自然界に単体で存在しない水素は、エネルギー資源、即ち化石燃料、再生可能エネルギー、原子力燃料と異なり、電気と同様に他のエネルギー資源から作り出される二次エネルギーです。

電気には瞬間生産、瞬間消費という特質があるため、電気エネルギーを保存が容易な他のエネルギー形態に変換蓄積させる技術を開発することは、天候に左右される再生可能エネルギーの普及にとって必要であり、水素はそのために役立ち得るものです。

しかしながら、現状では水素の再生は、天然ガス中のメタンと水蒸気を反応させる改質と呼ばれる方法などによって生産されており、この過程では二酸化炭素が大量に発生します。これでは水素社会が目指すところのエネルギーの代替、環境負荷の軽減という目標を達成することはできません。また、二酸化炭素を生み出さずに精製する水の電気分解による方法などは、コストやエネルギー効率の点からも現実的なものとなっておらず、将来的技術課題となっています。

さらに水素ステーションの普及が求められる燃料電池車は、たとえばトヨタのミライは200万円に及ぶ国の補助金減税制度を使っても、1台500万円程度と高額であり、2014年12月に発売を開始したものの、国内販売数はまだ1千300台に留まっています。

また、水素ステーションの建設には4億円から5億円程度の費用が必要であり、ランニングコストも高く、現状では商業用用途として成り立たない状況です。

このような水素産業の行き詰まりに対し、財界や大企業は国の予算をてこに、事業を推進しようとしていることは明らかです。

また、高圧の水素使用について安全面から問題も指摘されています。高圧の水素には水素脆化という金属を脆くする特徴があります。海外での実績をもとに、水素ステーションの蓄圧器の製造に規制緩和を求める燃料電池実用化推進協議会（FCCJ）からの要望に対し、経済産業省は水素ステーションに対応した海外規格がなく、高圧の水素の使用環境に対しての水素脆化などの評価がされていない、とコメントを出しています。

実際、平成23年12月には、完成検査機関もない水素充填設備において、蓄圧した水素が外部に漏洩する事故が発生しています。この事故原因は、蓄圧器の使用材料であるニッケルクロムモリブデン鋼の内部に存在したキズを転機として、外面または亀裂が進展したことによるものと推定されています。

こうしたことから、国も水素脆化を含め、使用環境に対する評価が行なわれた材料を適切に選択、使用することが重要であり、水素ステーションについては実用実績も少ない、水素関連技術については開発途上段階であり、成熟したものではないと認めているところです。併せて水素エネルギーの活用において、まず水素の精製、運搬、利用の様々な技術開発とともに、可燃性ガスである水素を安全に取り扱うための利用形態の変化に合わせた、適正な保安規制が求められているところであり、他のエネルギー代替策、地球温暖化対策を優先するべきという立場から、意見書第8号については反対といたします。

今の久保田議員の提案説明で、水素エネルギーというのが、かなり将来的には有効であるというのはよく分かりますけれど、現段階においては今述べましたように、安全性も担保されていない、規制もつくられていない、高額であるという点から、我が党としては、今ある再生エ

エネルギーをフルに活用、充実させるという点から反対とします。

**議 長（白石雄二）**

討論を終わります。只今から採決を行ないます。意見書第8号 水素ステーションの整備促進を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって意見書第8号は原案の通り可決いたしました。

### **日程第9 委員会報告について**

**議 長（白石雄二）**

日程第9、委員会報告について。去る5月臨時会以降の各委員会において、審査、調査、研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。1番、総務財政委員長、船津委員長。

**総務財政委員長（船津 宰）**

報告することはありません。

**議 長（白石雄二）**

2番、文厚産建委員長、廣瀬委員長。

**文厚産建委員長（廣瀬 猛）**

ご報告することはありません。

**議 長（白石雄二）**

3番、議会運営委員長、入江委員長。

**議会運営委員長（入江 弘）**

ご報告することはありません。

**議 長（白石雄二）**

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 議 な し —

質疑を終わります。

## **日程第 10 議員の派遣について**

議 長（白石雄二）

日程第 10、議員の派遣についてを議題といたします。会議規則第 126 条の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議員を派遣しましたので、報告いたします。

## **日程第 11 閉会中の継続審査について**

議 長（白石雄二）

日程第 11、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申し出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることを決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で、今期定例会の日程が全部終わりましたので、平成 29 年第 6 回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 08 分 閉会